

次のとおり自由参加型見積合わせ（オープンビッド）を実施します。

参加される方は所定の見積書をダウンロードし、受付期間内に秋田市契約課へ提出してください。

1 自由参加型見積合わせ（オープンビッド）の実施に関する事項

- (1) 案件名 契約番号021（フォークリフトほか10台）
- (2) 受付期間 令和5年10月18日（水）から同月31日（火）まで
午前8時30分から正午までおよび午後1時から午後5時まで
受付最終日の受付時間は、午前8時30分から午前11時まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）
- (3) 受付場所 秋田市役所（秋田市山王一丁目1番1号）4階
秋田市総務部契約課
- (4) 参加要件 令和5年10月18日現在、令和5～7年度秋田市物品業者登録名簿に登録されている方のうち、「古物類」で登録されている方。
ただし、見積書の受付期間中において、秋田市の指名停止措置又は物品入札等参加機会制限措置の期間中である方は参加できません。
- (5) 不用品の現状確認について
 - ア 別添仕様書の不用品は現状有姿で売り払うものです。損傷や老朽等現状の確認を行った上で入札に参加してください。
 - イ 不用品の現状確認に当たっては、別添仕様書に記載の担当課と協議の上、確認の日時等を決定してください。
 - ウ 現状確認期間は1の(2)に定める受付期間と同じとします。ただし、期間最終日の受付時間は午前11時までとしているので、現地から当課までの移動にかかる時間を考慮して臨んでください。
- (6) 注意事項
 - ア 見積書に、提出日、業者番号、住所、商号、代表者職氏名、発行責任者氏名、担当者氏名および電話番号を記入してください。
 - イ 見積書に、各車両ごとの内訳金額と11台分の合計金額を記載し、提出してください（見積金額に消費税相当額は含みません。）。
 - ウ 見積金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。
 - エ 引き渡し場所からの積込み、運搬および取卸に要する費用、スクラップ規格に切断する費用および付属品の処分の費用等を考慮の上、見積もりをしてください。

オ 秋田市財務規則第135条の規定により、契約の履行において、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることは禁止されています。

2 その他

(1) この契約について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定します。

(2) 契約に関する問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 伊勢

電話 018-888-5436